## ○にかほ市物品調達等指名競争入札参加者指名要綱

令和3年4月1日 告示第84号

(目的)

第1条 この告示は、にかほ市(以下「市」という。)が発注する物品の調達その他の契約(工事の請負契約を除く。以下同じ。)に係る指名競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の指名について必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 競争入札参加資格 市が発注する物品の調達その他の契約についての競争入札に 参加するための資格をいう。
  - (2) 発注契約 市が発注する物品の調達その他の契約をいう。
  - (3) 市内事業者 競争入札参加資格を有する事業者のうち、市内に本社又は本店を置く 事業者をいう。

(指名の判断事項)

- 第3条 契約担当者は、入札参加者の指名に当たっては、次に掲げる事項について調査し、 発注契約に係る適格性を判断するものとする。
  - (1) 不誠実な行為の有無
  - (2) 経営及び信用の状況
  - (3) 当該業者及び関係会社の指名及び受注の状況
  - (4) 官公庁等における物品調達その他の契約の実績
  - (5) 発注契約における地理的条件
  - (6) 発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性
  - (7) 過去の発注契約の履行成績
  - (8) その他発注契約に対する履行能力

(指名方法)

第4条 契約担当者は、発注契約の種類及び予定価格に対応する等級に属する者の中から、 前条の規定により発注契約に係る適格性を有すると判断した者を入札参加者として指名 する。

(指名の優先)

- 第5条 契約担当者は、前条の指名を行う場合において、次に掲げる者については、他の 者に優先して指名することができる。
  - (1) 市内事業者
  - (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97 号)第2条に定める中小企業者に該当する者
  - (3) 発注契約と同種の営業種目を専業とする者
  - (4) 発注契約と同種及び同規模の履行実績を有する者

(指名の制限)

- 第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者については、入札参加者として 指名することができない。
  - (1) にかほ市建設工事請負業者選定要綱(平成17年にかほ市告示第60号)に基づく 指名停止の措置を受けている者
  - (2) にかほ市暴力団等排除措置要綱(平成25年にかほ市告示第44号)に基づく入札 参加除外措置を受けている者
  - (3) 同一の発注契約において、事業協同組合を指名した場合における当該事業協同組合の組合員

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。